

第 31 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 31 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和 2 年 4 月 27 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6 議案第 3 号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 8 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
3 番	古内 嘉博君	4 番	中村 亨 君
5 番	廣澤 恵美君	6 番	細谷 知成君
7 番	藤原 重信君	8 番	欠 員
9 番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 8 名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（3 名） 2 番 鈴木 力男君
大船渡地区日頃市地域 木村マリ子君
三陸町地区越喜来地域 岡澤 成治君

事務局出席者

局 長	飯田 秀 君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 1 時 56 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻少し前ではございますけれども、これより第 31 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第 31 回総会にご出席していただきありがとうございます。農作業も最盛期を向え、5 月の田植の時期で皆さん忙しくしていることと思います。今年のような気象ですと冷夏の心配がありますが、秋には豊作を願っているところです。

さて、テレビをつけますとニュース、ワイドショー、また新聞でも毎日新型コロナウイルスの報道で一杯です。16 日でしたか、安部総理大臣から緊急事態宣言がなされ、都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染拡大の傾向がみられることから、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から、全都道府県緊急事態措置の対象となり、5 月 6 日まで不要不急の外出や旅行など、都道府県を跨いで移動することを絶対に避けるよう言われていました。皆さんも感染拡大を避けるため不要不急の外出をしないようお願いいたします。

最後に、農業委員、農地利用最適化推進委員の募集についてですが、5 月 20 日から 6 月 19 日までの募集期間となっておりますが、定員に達しない時は再募集をしなければいけません。皆さんが申請する時は是非 5 月中を目途に申請していただくことをお願いいたします。挨拶といたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 8 名、推進委員は 8 名であります。欠席の通告があった農業委員は 2 番鈴木力男委員の 1 名であります。欠席の連絡があった推進委員は大船渡地区日頃市地域木村マリ子推進委員、三陸町地区越喜来地域岡澤成治推進委員の 2 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第 30 回総会以降の経過報告でございます。4 月 15 日に盛岡市県産業会館において第 49 回岩手県農業会議常設審議委員会が開催されまして、会長と鈴木補佐が出席をしております。先月の総会において許可相当と決した追認案件 1 件について諮問し、異議なしとされましたので、その後、許可証の交付を行なっております。先月の総会において議決をいただきました農業労賃標準額については、4 月 20 日の広報に掲載をいたしました。

次に 4 月 28 日以降の行事でございます。第 32 回総会を 5 月 28 日に開催する予定としております。例年実施しておりますクールビズの取り組みが 5 月 1 日からとなりますので、軽装でのご出席をお願いいたします。なお新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年 4 月、5 月に開催されている各種の総会、会議、研修会などが軒並み中止や延期とな

っております。今後の日程も見通せない状況となっております、それに伴い欄外に記載の2件については書面議決により行われるところであり、こうした動きも今後も続くことが予想されているところでもあります。なお農業委員会の総会につきましては、書面議決により行えるという規定がございませんので、毎月の開催は変わりはありませんけれども、状況に応じまして開催方法の変更などが生じることが考えられますので、ご承知いただきたいというふうに思います。なお日程等でご不明な点は事務局までお問い合わせいただくと、このように思います。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には3番古内嘉博農業委員、4番中村亨農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理しましたので、本委員会に報告するものです。

届出件数は3件です。1番、登記地目及び現況地目、いずれも畑です。面積155㎡。相続による権利の取得です。3月23日届出、3月23日受理でございます。2番、立根町字大畑野65番1、登記地目、現況地目ともに畑、面積は6,086㎡。相続による権利の取得でございます。3月26日届出、3月27日受理でございます。3番、登記地目はいずれも畑、現況地目はいずれも山林でございます。面積は合計1,867㎡。相続による権利の取得でございます。3月30日届出、3月30日受理。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 3ページをご覧ください。議案第1号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、面積 2,819 m²。転用目的は鉱工業用地、太陽光発電施設パネル 240 枚、出力 49.5kW、608 m²、管理通路 922 m²、管理機材置場等 1,289 m²。転用理由は太陽光パネルを設置し、売電したい。東北経済産業局認定済、東北電力の系統連携技術検討済みでございます。なお施設等の欄に示されている面積についてはパネル 240 枚で 608 m²ですが、これはパネルの面積でございまして、パネルを配置するために使用する土地は、土地が不整形なこともあって、2,200 m²の部分に配置するものです。この部分を除きますと、管理通路は 343 m²、管理資材置場は 456 m²となり、概ね土地の全体を使用する計画となっております。立地基準については第2種農地に該当し、申請者は自宅の宅地と申請地の他に土地を所有していないことから、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準につきましては融資証明により資金の確保を確認しております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。議案第1号についてご報告いたします。現地は海に向って拓けた農地です。その一帯は非農地判断がされているところです。申請人は仕事をしていた当時、定年後に海の見えるところで農業をやりたいと農地を求めて移住してきております。産直グループにも入っており、地域の方とも交流をしながら農業をしてまいりましたが、高齢になり、傾斜地での農作業がきつくなってきており、この際、太陽光発電施設を設置し、単に耕作放棄地にしないように管理をしていきたいということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。7番藤原委員。

○7番（藤原重信君） 7番藤原です。何か太陽光発電になると私ばかり発言して恐縮なんですけど、1月の総会でしたっけかね、太陽光発電に関する資料が私らにも配付になりましたけれども、県の農業会議から出された資料というふうには伺っていましたが、そうでしたっけかね。常設審議会か何かの場所に出た資料なのかな。それで過去の農業委員会の中で審議する場合に、太陽光について何かそういうふうなものが論議されたものなんでしょうか、それとも特になかったんですか。注意事項とか、そういうものはなかったんですかね、県の方では。会長からお聞きしたいと思います。

○議長（菊地英浩君） 特別そういうふうな審議とかというのはありませんでした。説明だけで。あの時の資料は、メガソーラーって言って、すごい大きい施設に対して条例なん

か作ったりして規制しているというのが日本全国でも出てきているという説明です。そういうふうな資料だったと思います。個人での売電のことについては特別何も言われませんでした。

○7番（藤原重信君） いろいろなその判断の仕方、それから意見があろうかと思えます。私も実際太陽光発電をやっているものですが、売電も経験して、そしてその結果、今どうなっているのかなというふうなことの中で発言をさせてもらったんですけども、私としては、この売電をするというのは、全く関係のない方々も電気料の中で負担される中で買取りするというので、そして売電する方がそれなりの利益を出るという仕組みでやられるのが現在の形だと思って感じているんですね。そして経済産業局なり、いろんな東北経済産業局の認定を得られたからいいんじゃないかという捉え方もあると思うんです。そういう捉え方も間違っていないと思います。ただ、これからは変わってもいいんじゃないかなと思っているんです。というのは、自家消費も求められてくると思うし、それから安定的な電力の確保というのは、それぞれの一般家庭なりが太陽光発電をやる場合に発電をして、そしてそれを自家消費すると。そして足りない部分を電気会社から購入するという仕組みが、それが安定的な電気の確保につながるし、社会貢献になるのかなというふうに私は思っているんです。それを農業委員会がどうのこうのということではないと思うんですけども、そういうものを理解をして、そして今後おそらく農業委員会でも太陽光発電に関わるものが出てくるのかなと思われるので、我々はもっとこのことについて関心を深めていく必要があるのかなということをおもっているんで発言させてもらったということです。ただやっぱり、はいというものじゃないのかなと思っています。そしてその時代背景がそうなっているということも含めて売電を事業としてやられる方についても、こういうふうな考え方もあるんですよということを理解の上でやっていただきたいなと、そう思います。ただただ反対するということではありません。以上です。

○議長（菊地英浩君） 意見でよろしいですか。

○7番（藤原重信君） はい、意見です。

○議長（菊地英浩君） その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 4ページをご覧ください。議案第2号農地利用集積計画の決

定について。農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について本委員会の議決を求めるものです。

1 番、いずれも登記地目及び現況地目ともに田です。面積は合計 3,454 m²。新規です。利用目的は田です。使用貸借期間は 10 年 9 ヶ月でございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に申請地の現況について 10 番菊地から説明いたします。

議案第 2 号 1 番の調査報告をいたします。4 月 23 日午後 6 時頃現地確認後、申請者に会って話を聞いてきました。申請地は震災の被災農地で圃場整備した水田です。今回、中間管理機構を通して貸出しの申請をしましたが、申請者が高齢になったこと、息子さんがいますが、現在仕事が忙しく、今のところ農業はできないということで申請をしました。畔までもきれいに管理された圃場でした。以上で調査報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 2 号 1 番の利用集積計画について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 1 番について利用集積計画を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 1 番の利用集積計画について本委員会において決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 6、議案第 3 号農地中間管理事業に係る農地利用配分計画案についてを議題といたします。農地利用配分計画案については、市の農林課が担当しておりますので、今回は大船渡市農業委員会会議規則第 18 条の規定により農林課の松川係長に出席をいただいております。事務局からの議案朗読説明の後に、大船渡市農業委員会会議規則第 16 条の規定により農林課の松川係長から説明をお願いします。なお、議案第 3 号は議長である私に関する案件であることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当することから、議長を熊谷玲子会長職務代理者と交代いたします。

（9 番 熊谷玲子君議長席に着席）

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第 3 号農地中間管理事業に係る農地利用配分計画案について審議をいたします。つきましては議事参与の制限に該当する 10 番菊地英浩農業委員は審議の終了まで退席をお願いします。

（10 番 菊地英浩君除斥）

○議長（熊谷玲子君） それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 5 ページをお開きください。議案第 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項に基づいて作成した農地利用配分計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し意見を決定するものです。

7ページをお開きください。番号1番、いずれも登記地目、現況地目ともに田、合計3,454㎡。転貸。岩手県農業公社より借受人が使用貸借により契約するものです。令和2年6月30日から令和13年3月31日まで10年9ヵ月の使用貸借期間となります。以上です。

○議長（熊谷玲子君） 次に農林課から説明をお願いします。

○農林課農政係長（松川直史君） 農林課農政係の松川です。今年もよろしく申し上げます。まず説明に先立ちまして農業委員の皆様には昨年度の農地プラン等のアンケートの回収、ご協力ありがとうございました。この結果はプランの実質化実践のために活用させていただきます。実質化に係る地域農業について話し合うための座談会、3月から開催させていただき、お話しさせていただいておりましたが、このコロナウィルスの感染拡大予防のために開催を見合わせております。今のところ国の方から実質化を今年度してくださいという内容の変更はありませんので、このコロナウィルスの拡大蔓延終息後に地域座談会を開催させていただきますので、その際には皆様のご参会とご意見を頂戴したいと思いますので、その際にはよろしく申し上げます。

それでは本題に入りますが、資料の5ページをご覧ください。議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について説明いたします。今回の議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項の規定により農業委員会からの意見を聴くものになります。

それでは資料7ページをご覧ください。先ほど説明がありました議案第2号農用地利用集積計画の対象案件、合計3,454㎡の田に関しての案件になります。岩手県農業公社が利用権をもつ2筆について、この借用希望がありましたので、農用地配分計画案を作成いたしました。借受地は田としての利用を見込まれております。当該用地の利用は貸借契約で、貸借期間は令和13年3月31日までの10年9ヵ月となります。利用開始日の6月30日は、本日承認を得られた場合の直近の県の公告日となっております。借り手はマスタープランにおいて中心経営体に位置づけられており、これまでも同事業を活用し農業公社から今回対象の周辺用地も借受け、適正な管理をしております。利用期間は貸し手の公社への設定期間に合わせて設定しております。貸し手は10年以上公社に貸すことで固定資産税の軽減や協力金の対象となる場合があるため、貸付期間は10年を超える期間かつ公社が推奨する終了日を年度末と設定しております。以上についてお諮りいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（熊谷玲子君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。4番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。議案第3号についてご報告いたします。4月24日夕方、現地を確認し、借受人よりお話を伺いました。会長から報告があった点そのままですので、重複するかも知れませんが、ご報告いたします。現地は、津波後の復興整備された水田地帯の一部です。借受人の親戚ということもありまして、昨年までは地主が借受

人の助けを借りながら管理しておりましたが、高齢により、この際、農地中間管理機構を通して、そのまま借受人に耕作してほしいという流れになったということです。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（熊谷玲子君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。村上委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。この議案について異議はございませんが、今後の参考のためにお伺いします。国の方針として集約、集積がこれからも進められていくものであるかと思えますけれども、そこの中でさっき4ページの第2号議案で、これは所有者から中間管理機構が1回利用権を設定して、それを借受人に又貸しするという形で、これは使用貸借になっていますよね。そうすると7ページの10a当たりの賃借料が空欄になっていますけれども、これは使用貸借の関係無料なんだろう、ね。

○農林課農政係長（松川直史君） はい。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） それで10年9ヵ月ということですが、固定資産税が発生しますよね、さっき期限の話がありましたけれども。それはあくまでも所有者の支払いということになる。

○農林課農政係長（松川直史君） はい。そのとおりです。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） そうすると農地は管理しなくてもいいけれども、税金は所有者が払っていくと。それで借受人は、この土地を利用して生産量が上がるということだけでも、さっき奨励金、助成金かな、出たんですけども、これは固定資産税を間に合う以上に出ると思うんですけども、具体的に1反部当たり、今回は1,044坪、3反4畝8部の土地ですよね。これに対して10aあたりの賃借料となっていますので、10a当たり、1反部当たりですか、幾らぐらいの助成金が出るものか、もしわかっていれば教えていただきたいと思います。

○農林課農政係長（松川直史君） 公社の方から貸付人が所有しています2筆に関しては、10a当たりで1万5,000円が経営転換協力金ということで出る予定であります。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） そうすると1万5,000円だと3反4畝だから、掛ける3.4ぐらいで、これが11年間なの、10年間なの。

○農林課農政係長（松川直史君） いえ、初年度だけです。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 初年度だけで固定資産税、間に合うの、これで。

○農林課農政係長（松川直史君） ちょっと計算はしていないんですが、1年目は間違いなく間に合うと思うんですが。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） まあ農地は安いからだけれども。

○農林課農政係長（松川直史君） はい。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 意外と協力金と言うか、助成金については少ないものだなと。貸し手のメリットはほとんどないような状態かなと。

○農林課農政係長（松川直史君） 実はそれ、そのとおりで、年々貸し手へのメリットが少なくなっています。その協力金というのが年々減少傾向にありまして、また来年度になると更にその担い手へのその交付金というのが減少するというふうに見込まれております。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 大変だな。はい、わかりました。

○議長（熊谷玲子君） その他にございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷玲子君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（熊谷玲子君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（熊谷玲子君） ここで菊地英浩委員の着席をお願いします。

○議長（熊谷玲子君） 退席された委員に報告します。議案第3号1番に係る本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。ありがとうございました。それでは議長を交代いたします。

（10番 菊地英浩君議長席に着席）

○議長（菊地英浩君） それでは次に日程第7、議案第4号農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動・点検、評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 8ページをご覧ください。議案第4号農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動・点検、評価、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。第29回大船渡市農業委員会総会において議決された標記活動点検・評価（案）及び活動計画（案）を農業者等に公表し、30日間それらの者からの意見及び要望を募集した内容を加味した標記活動点検・評価（案）並びに活動計画（案）を本委員会の会議に付し議決を求めます。

9ページをお開きください。2月にご審議いただいておりますので、現時点で変更した箇所のみ説明いたします。変更箇所は網掛けをしております。これは2月には31年1月31日現在で記載しておりましたが、今回は令和2年の3月31日現在で記載しておりますので、1番、農業委員会の状況の耕地面積が、4月に公表されました令和2年度の作物統計調査において田275ha、畑413ha、合計688haに変更しております。農地台帳面積、これも3月31日の農地台帳面積で田が430.9、畑1,160.3、合計1,591.2haに変更しており

ます。また認定新規農業者について農林課に確認したところ、該当者は令和2年4月の認定なので、元年度はゼロということでした。10 ページをお開きください。9 番については農林課が東北農政局へ報告した内容となっております。1、現状のこれまでの集積面積 88.8ha が2の集積実績 89.6ha に 0.8ha 増えておりますが、新規の実績は 0.2ha であり、残りの 0.6ha は農林課において精査した結果、集積面積が増加したものです。達成状況は 99.8%となります。11 ページをお開きください。2 番、経営体の達成状況を2月には 100% となっておりますが、正しくは 200%ですので訂正しました。14 ページをお開きください。これは3月31日までの処理件数です。1 番、3 条に関する許可事務は1年間に処理件数は 18 件になりました。18 件すべて許可しております。処理期間の平均は 16.6 日です。2 番、農地転用に関する事務ですが、1 年間の処理件数は 52 件になりました。処理期間の平均は 24.7 日です。15 ページをお開きください。4 番の情報の提供等、調査対象権利移動等件数ですが、3月31日の時点で 50 件です。その他の農地台帳の整備ですが、3月31日現在 1,591.2ha に修正をいたします。次に 17 ページをお開きください。これも3月31日現在ということで修正しております。18 ページの方は、現状を令和2年度3月に変更したということに伴う修正になります。担い手への農地の利用集積・集約化。現状及び課題は令和2年3月31日現在の数字をもって計算し直しました。新規集積面積は 1.0ha で変更はありません。19 ページをお開きください。管内の農地面積を最新のものに更新したことによる訂正です。これらの数字ですが、達成値が6月くらいまでに出ますので、その農林課の数字にあわせて微調整をまた行うことがあるということをご了承いただきまして、議決いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号について本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については本委員会において原案のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第31回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

それではこれをもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお

疲れさまでした。

午後 2 時 38 分閉会